

風間浦村風力発電施設等の建設に関するガイドライン

(平成 29 年 1 月 4 日制定)

1. 目的

このガイドラインは、風間浦村において風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の建設にあたって、環境保全、景観形成の始点から事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定する。

2. 対象

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設とは、風間浦村において風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設、又は大規模な改修をする場合を対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は、風間浦村内全域とする。なお、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地への建設は避けること。

3. 建設等にあたっての基準

(1) 住宅等からの距離

小型風力発電施設(20kw未満)については、住宅等から300m以上離れること。
それ以外の風力発電施設については、500m以上離れること。

※ 住宅等には、学校、保育園、診療所、文教施設、保健福祉施設、宿舎、店舗等を含むものとする。

(2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準地内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とすること。

(3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 自然環境

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 景観

①事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

②風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

③事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。

④事業者が、風力発電施設等及びその周辺に広告物に表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(7) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) 文化財

事業者は、風力発電等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

4. ガイドラインによる調整手順

(1) 事業説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、関係住民（地権者等）、公的機関及び関連団体に事業説明するものとする。

(2) 環境影響評価の実施

事業者は、風力発電施設等の建設にあたり、「NEDOのマニュアル」に基づき環境影響評価を行い、その結果を住民及び関係団体等へ説明するとともに、風間浦村へ提出するものとする。

(3) 事業説明結果の報告

事業者は住民説明会の実施結果について、随時、風間浦村へ報告すること。

5. 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、風力発電等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「3. 建設等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

6. 設置後の維持管理

(1) 事業者は、設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに風間浦村へ報告すること。

(2) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した場合には、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を風間浦村に報告すること。

7. その他

風力発電施設等の建設等にあたり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を風間浦村に報告すること。